

# 非常時児童引き渡しマニュアル（保護者用）

泉佐野市立中央小学校

令和2年5月22日策定

## （1）児童引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（地震や大雨等）が発生し、大きな被害が出たとき
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地域で凶悪事件が発生し、犯人が逃走中で、児童に危害が及ぶ恐れがあるとき
- 弾道ミサイルが発射され、近隣地域に着弾したとき

## （2）児童引き渡し実施の決定

学校長は発生した災害規模、事件等の内容を基準に照らし、通学路の状況等を踏まえ、

- ・「通常下校」
- ・教職員等の引率による「集団下校」
- ・保護者等への「引き渡し下校」

のいずれが適切であるかを決定します。

## （3）保護者への連絡

- ① 通信手段が使えるとき
  - ・学校から保護者へ引き渡し時刻、場所のメール（ミマモルメ）を配信します。
- ② いっさいの通信手段が途絶し、連絡できないとき
  - ・学校に児童を待機させ、保護者の来校を待って引き渡しをします。（1）「児童引き渡しを実施するケース」を踏まえて、保護者の判断で来校するようにしてください。

## （4）引き渡し手順

- ① 学校からの児童引き渡しのメールが配信された場合、もしくは（1）「児童引き渡しを実施するケース」の場合、引き取り登録者の中から引き取り者を決定し、学校へ来校してください。
- ② 校門に引き渡し場所を掲示していますので、ご確認の上、引き渡し場所へ移動してください。
- ③ 引き渡し場所では1列にお並びください。（引き渡し図をご参照ください）
- ④ 引き渡し時は引き取り者確認を行います。身分証（運転免許証等）を提示いただく、もしくは、非常事態発生時引き渡しカードに記載していただいている住所、電話番号を口頭で確認します。
- ⑤ 児童にも引き取り者の確認を行い、児童を引き渡します。
- ⑥ 児童を引き渡すときに、「引き渡し名簿」に引き渡し時間と引き取り者のお名前をご記入ください。
- ⑦ 兄弟がいる場合は1人ずつ引き取りを行ってください。

## (5) 児童の引き渡しができないケース

- ① 引き取りに来られた方が非常事態発生時引き渡しカードに登録されていない場合
- ② 登録者の身分が確認できない場合
- ③ 児童が登録者を知らない場合
- ④ その他、学校長が引き渡しが不適切と判断した場合

## (6) 児童の引き取りが遅れた場合

- ① 児童の引き取りが遅れている場合は、引き取りが完了するまで、児童を学校で待機させます。
- ② 通信手段が復旧した場合、引き取り者の登録順に、学校よりご連絡をさせていただきます。

## (7) 「非常事態発生時引き渡しカード」について

- ① 年度当初、「非常事態発生時引き渡しカード」を配布します。親権者の方が、「学校提出用カード」と「家庭控え用カード」の両方にボールペンで必要事項を記入の上、ご提出ください。
- ② 担任が「非常事態発生時引き渡しカード」に不備や記載漏れがないかを確認し、問題なければ右上のNoに4桁の番号（例：1年2組5番の児童であれば1205）を記載し、ご家庭へ「家庭控え用カード」を返却いたします。
- ③ 「非常事態発生時引き渡しカード」は、次年度の登録が完了するまで有効です。

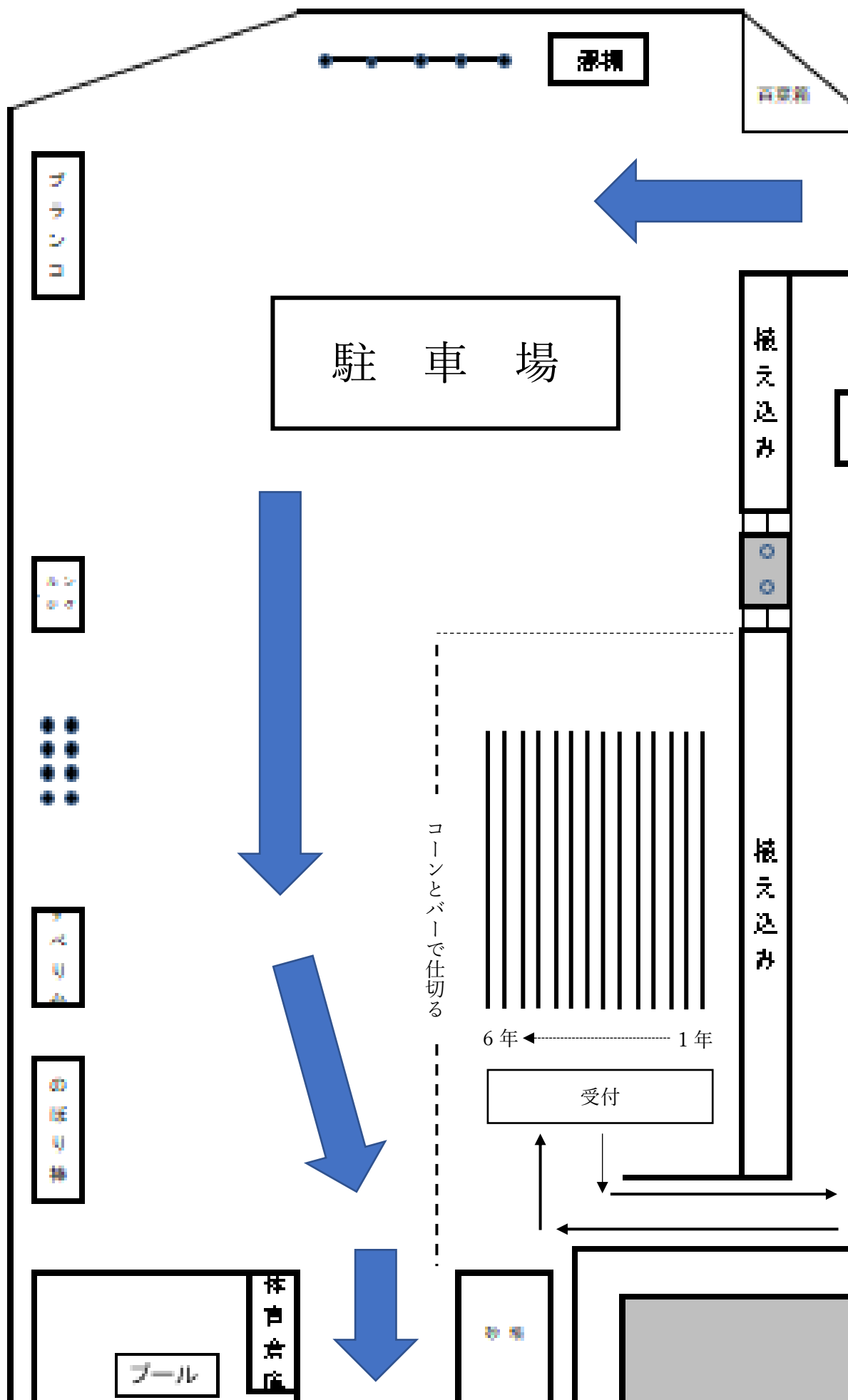
## (8) その他

- ① 引き渡しを実施する場合、運動場を駐車場とします。職員が誘導を行いますので、指示に従って駐車してください。
- ② 緊急集団下校時に引き渡しを実施するケースについても、本マニュアルの(5)を適用します。

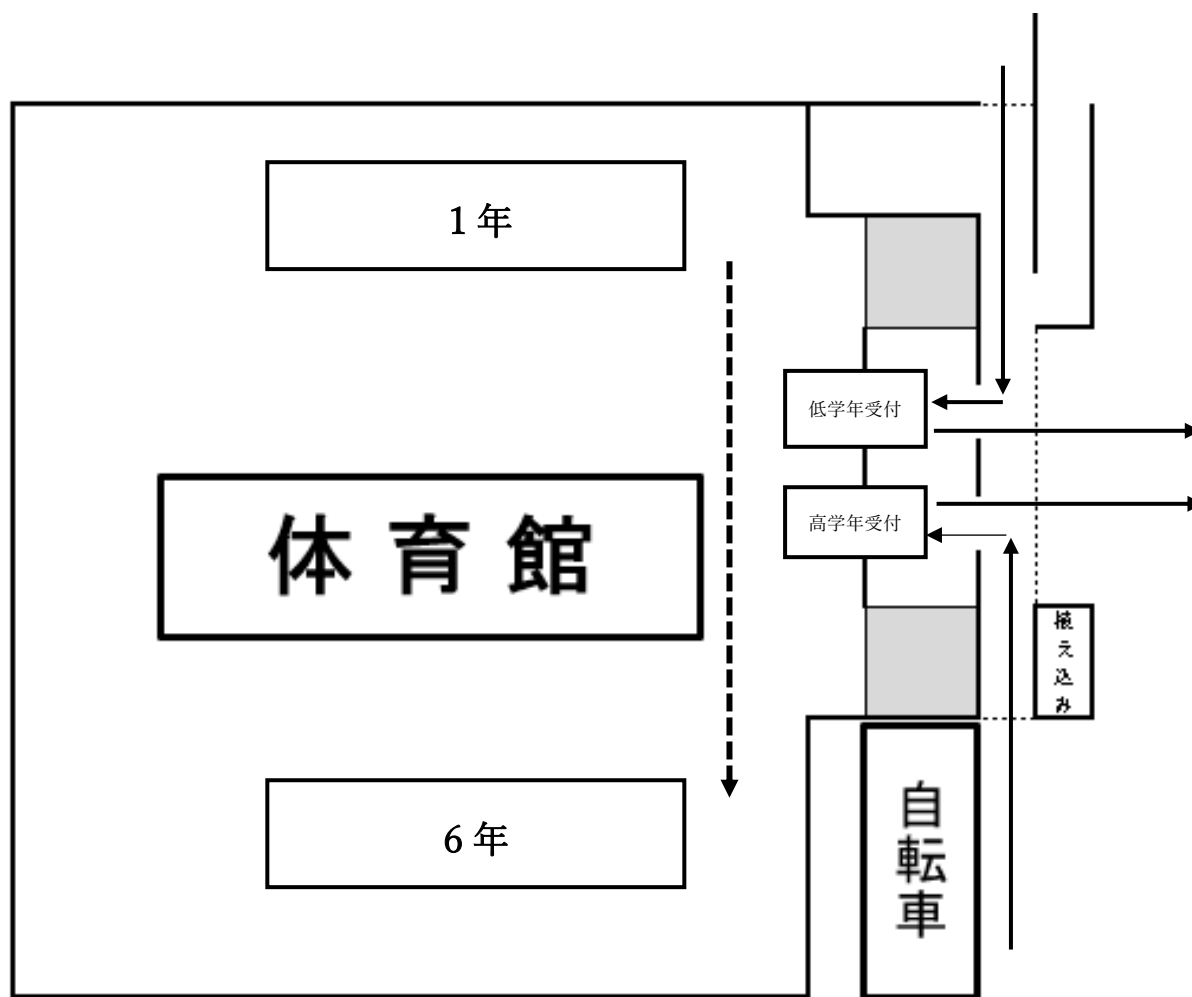
## 【参考】非常事態が起きたときの引き渡し基準

●地震 ※学校を含む地域の震度を基準とする	震度4以下	<ul style="list-style-type: none"><li>・原則、通学路の安全を確認し、通常下校させる。</li><li>・状況に応じて、教職員が引率した集団下校とする。</li><li>・ただし、交通機関の混乱等により、保護者が帰宅困難になる場合は、予測される場合、事前に保護者からの届けがある児童生徒等については、学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。</li></ul>
	震度5弱以上	<ul style="list-style-type: none"><li>・原則、保護者への引き渡しとする。</li><li>・保護者が引き取りに来るまで、学校（一次・二次避難場所）に待機させる。</li></ul>
●津波 ※学校を含む地域への発表	津波注意報・津波警報・大津波警報の発表	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校の立地条件を踏まえて対応する。</li><li>・保護者への引き渡しについては、「地震」の基準に基づき、津波の注意報・警報解除後の被害状況等を踏まえて決定する。</li><li>・原則、解除されるまで避難場所に待機させる。</li><li>・原則、解除されるまでは保護者への引き渡しは行わない。</li></ul>
●その他 (災害・二次災害)	河川氾濫、土砂災害、通学路上の建物倒壊	<ul style="list-style-type: none"><li>・下校の安全確保が困難な場合は、校長判断により、児童生徒等を学校に待機させ、原則、保護者への引き渡しとする。</li></ul>
●学校へ不審者が侵入し、実被害が発生したとき ●近隣地域で、凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童等に危険が及ぶ恐れがあるとき		<ul style="list-style-type: none"><li>・原則、保護者への引き渡しとする。</li><li>・保護者が引き取りに来るまで、学校に待機させる。</li></ul>

【運動場引き渡し図】



【体育館引き渡し図】



【教室引き渡し図】

